

08(文部科学省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
008010	長瀬町	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
035010	愛媛県今治市(共同提案)	①国際水準の獣医学教育特区 ②その他の提案	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準(文部科学省告示)	国際動向を見据えた国家戦略レベルでの獣医師養成系大学の設置・入学定員規制の地域限定解除	「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)に記載のとおり。「現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化し、ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになり、かつ、既存の大学・学部では対応が困難な場合には、近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討を行う。」	-	-	-
038070	山口県周南市、樹トクヤマ徳山製造所、東ソー神南陽事業所、出光興産徳山事業所、樹トクヤマロジスティクス、長府工業株	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	*補助金適正化法第22条(文部科学省) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知) (防衛省) 防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(平成20年7月28日 地方協力局長通知)	市町と地域コミュニティ組織(NPO等)の合意の下に作成された地域の将来計画等に廃校等の遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、廃校となった公立小中学校施設の財産処分において、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは賃与する場合の①大臣への承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積立を不要とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、耐用年数を経過した場合を除き各府省庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができることと規定されており、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償で譲渡・賃付を行う場合に国庫納付を求めることを必要最小限の条件として付しているものである。 また、基金積立については、有償で譲渡・賃付を行う場合であって、国庫補助事業完了後10年以上経過したものについて、補助金相当額以上を公立学校施設整備のための基金に積立することを条件に、特別に国庫納付を不要としているものである。 上記ことから、国庫納付金や基金積立を不要とする場合は、補助金等適正化法の趣旨から困難である。 なお、既存施設の有効活用の観点から、公立学校施設整備費補助金等にて取得等した財産において、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分(有償譲渡及び有償賃付を除く。)する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとするなど、財産処分の承認手続の簡素化に努めている。	右提案者の意見を踏まえ、有償で譲渡・賃与する場合、①手続きの簡素化や②国庫納付の不要化が可能か否か、再度検討し、回答された。	遊休公共施設の活用は、市町村が行政機能を縮小する中でその担い手として地域コミュニティ組織(NPO等)による地域運営での活用が期待され、地域コミュニティ組織の拠点施設や都市農山漁村交流施設等の地域が実施するコミュニティビジネスやビジネス事業者の誘致などの利用が可能となる。 地域コミュニティ組織は住民主体の組織で、地域の課題解決や持続可能な活動を行うために不可欠な組織であるが、運営基盤は脆弱であり、これを強化するために、市町と地域コミュニティ組織等が合意した遊休施設の活用方針を国が認定することで、地域コミュニティ組織等に有償で譲渡もしくは賃与する場合の①承認手続きの報告への簡素化、②国庫納付及び基金積立を不要とし、遊休公共施設の活用促進が図られるようお願いしたい。	有償で譲渡・賃付を行う場合に国庫納付金や基金積立を不要とする場合は、前回回答したとおり補助金適正化法の趣旨から困難です。 なお、「補助金等適正化中央連絡会議の通知について(平成20年4月10日付け財計第107号)」における政府全体の決定を踏まえて、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を財産処分する場合、所定の報告があったものは文部科学大臣の承認があったものとして取り扱い、国庫納付を不要としており、基金積立については、有償で譲渡・賃付を行う場合であって、国庫補助事業完了後10年以上経過したものに、補助金相当額以上を公立学校施設整備のための基金に積立することを条件に、特別に国庫納付を不要とするなど、既に大幅な財産処分手続の簡素化・強力化に努めています。 当該案件についても、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を運営基盤が脆弱な地域コミュニティ組織(NPO等)に対して、無償で譲渡・賃付したくたぐであれば、報告事項として取り扱い、国庫納付や基金積立は不要となります。
057010	大阪市	質の高い幼児教育・保育に資する窓口・権限の一元化	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条第1項第2号	私立幼稚園の設置認可・運営指導にかかわる権限について大阪府から大阪市への権限移譲	これまで類似のご提案が提案者からのものも含め、なされてきたところであるが、 *私立学校行政においては、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可・解散命令については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 *子ども子育て新制度が本年4月から施行されたが、施行後間もなく、新制度に移行した幼稚園とそうではない幼稚園が混在している状況において、一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。 ことから、対応が困難である旨回答してきたところであり、このような状況は現時点においてもなお大きな変化はない。 しかしながら、提案団体からは、構造改革特区第26次提案の際には、現行制度において権限を有する大阪府も了解しているとのことであったため、地方自治法252条の17の2に基づき、府の条例による事務処理特例により、指定都市に権限移譲が可能である。	右提案者からの意見を踏まえ、私立幼稚園の設置認可・運営指導にかかわる権限を大阪府から大阪市へ移譲することが可能か否か、再度検討し、回答された。	地方自治法第252条の17の2による条例の事務処理特例については、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めることにより、市町村が処理することができる制度であるが、あくまで事務の一部についての権限移譲であり、市町村から国に対する協議や申請等については都道府県を通じて実施する必要があることから、本市の意向を全面的に反映することが困難であり、本市が求める権限移譲になしむものではないと考える。	地方自治法第252条の17の2の規定は、あくまで都道府県の権限全てを移譲することを想定していないが事務の一部として認めているものであり、一定の範囲の施策分野の事務を一括して移譲することができないものではなく、制度上、事務処理特例により、私立幼稚園の設置認可等の権限を全て都道府県から市町村へ移譲することは可能であることから、ご指摘の「あくまで事務の一部についての権限移譲」に権限移譲が限定されることはないものと考えます。 また、私立幼稚園の設置認可・運営指導については、都道府県において処理している事務であり、国に対する申請や協議を行うことは想定され難いが、そのような手続があれば具体的にご教示いただきたい。